

滝沢市住宅・建築物省エネ改修推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に所在する住宅の所有者が行う省エネルギー（以下「省エネ」という。）性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で、滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネ化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅又は住宅の用途に供する部分をいう。
- (2) 仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（3）開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (3) ZEH仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（3）開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (4) 省エネ基準 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）において、断熱等性能等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準を満たす基準をいう。
- (5) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級6を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たす基準をいう。
- (6) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - イ 岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成20年4月10日建住第45号）第2（3）アにおける判定値が、工事の完了までに1.0以上となること。
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を工事の完了までに満たすこと。
- (7) 住宅性能表示制度 「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」に基づく制度をいう。
- (8) こどもエコすまい支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
- (9) 子育てエコホーム支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格などの物価高

騰の影響を受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。

(10) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）第3に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 個人であって、市内に住宅を所有している者であること。ただし、共有名義の住宅の場合は、所有者全員の同意を得ていること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表の左欄に掲げる対象事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

対象事業	経費	補助額
(1) 住宅の省エネ診断	1 既存住宅の調査費 2 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費 3 その他市長が必要と認める経費	当該経費の3分の2に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり150,000円を上限とする。
(2) 住宅の省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修（ただし、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものに限る。） ア 省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はZEH水準に適合し、所有するものであること。 イ 省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。 ウ 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。 エ 階数が2階以下、かつ床面積が500平方メートル以下の木	1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 5 工事費（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。	【省エネ基準に適合する場合】 当該経費の10分の4に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり300,000円を上限とする。 【ZEH水準に適合する場合】 当該経費の10分の8に相当する額以内の額。ただ

<p>造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>（ア）構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>（イ）「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（令和4年10月28日付け国土交通省通知。以下「壁量等基準（案）」という。）又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。（ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。）</p> <p>（ウ）現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること。</p> <p>（エ）現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、次のa及びbに同意することを示す同意書の写しを提出すること。</p> <p>a 国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続を経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること。</p> <p>b 当該住宅が、上記見直しに</p>	<p>）</p> <p>6 その他市長が必要と認める経費</p>	<p>し、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり700,000円を上限とする。</p>
--	----------------------------------	---

<p>より、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。</p> <p>オ 部分改修する場合にあっては、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>カ 構造補強工事を実施する場合にあっては、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>（ア）全体改修によりZEH水準に適合すること。</p> <p>（イ）エ（ア）から（ウ）までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p>		
--	--	--

2 対象事業は、規則第5条の規定による補助金の交付決定後速やかに開始し、同一年度の2月末日までに完了するものとする。

3 同一の住宅に対する補助金の交付は、対象事業ごとに1回限りとする。

（軽微な変更）

第5条 規則第9条第1項第1号及び第2号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合とする。

（提出書類）

第6条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第3に定めるとおりとする。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目		補助対象となる工事（必須工事）	左記工事と併せて補助対象となる工事
省エネ基準	対象工事	複数の開口部について仕様基準を満たすよう改修する工事	必須工事と併せて実施する開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	仕様基準に適合する建材（こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業の対象型番

			等
Z E H 水準	対象工事	複数の開口部についてZ E H仕様基準を満たすよう改修する工事	必須工事と併せて実施する開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	Z E H仕様基準に適合する建材（子育てエコホーム支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：子育てエコホーム支援事業の対象型番等

別表第2（第4条関係）

○：補助対象設備

工事種別		要件等	基準への適合	
			省エネ基準	Z E H水準
こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業のエコ住宅設備	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、J I S A 4 1 1 2 : 2 0 2 0 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、J I S A 4 1 1 3 : 2 0 2 1 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）。	○	○
	高断熱浴槽	J I S A 5 5 3 2 : 2 0 1 1 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	○	○ ※1
	電気ヒートポンプ給湯機	J I S C 9 2 2 0 : 2 0 1 8 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること。	○	○ ※2
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。	○	○ ※2
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。	○	○ ※2

	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。	○	○
	節湯水栓	JIS B2061：2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	○	○ ※3
	燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可。）。	○	○
	コージェネレーション設備	<p>【燃料電池発電ユニット】</p> <p>燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可。）。</p> <p>【ガスエンジン給湯器】</p> <p>ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。</p>	○	○
	蓄電池	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。	○	○
	LED照明	工事を伴うものであること。	○	○

- ※1 「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）」と3つセットの場合に限る（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）。
- ※2 「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）」と「高断熱浴槽」と3つセットの場合に限る（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）。
- ※3 浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「高断熱浴槽

」と3つセットの場合に限る（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）。

別表第3（第6条関係）

条項	提出書類	提出部数	市長が定める期日
規則第4条	1 補助金交付申請書（様式第1号） 【全体】 2 経費配分書（様式第2号）及び実際の事業費の内訳（参考様式） 3 事業計画書（様式第3号） 4 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書（様式第4号） 5 住宅の所在地、所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 6 住宅の延べ面積が確認できる書類（確認済証の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 7 住宅の現状が確認できる書類（改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 8 事業の開始日が確認できる書類（契約書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 9 代理人が手続をする場合は、所有者の委任状 10 滞納なし証明書 11 その他市長が必要と認める書類 【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（共通）】 12 耐震基準に適合することが確認できる書類（耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し又はその他市長が認める書類の	1部	別に定める

	<p>いずれかの書類)</p> <p>【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（全体改修）】</p> <p>1 3 第4条第1項の表中（2）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類（構造安全性が分かる構造計算書、壁量等基準（案）により構造安全性が分かるもの、耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し、耐震等級2を満たすことが分かる住宅性能評価書かつ同意書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類)</p> <p>【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（部分改修）】</p> <p>1 4 モデル工事費（様式第5号）</p> <p>1 5 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類（建材・設備の型番が分かる性能評価書の写し、カタログの写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類）</p> <p>【住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修の場合（構造補強工事）】</p> <p>1 6 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類（構造安全性が分かる構造計算書、壁量等基準（案）により構造安全性が分かるもの、耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類)</p>		
規則第8条第1項	補助金申請取下書（様式第6号）	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日を経過した日

規則第 9 条 第 2 項	1 補助事業変更承認申請書（様式第 7 号）（規則第 9 条第 1 項第 3 号に該当し、中止、又は廃止の申請をする場合を除く。） 2 経費配分書（様式第 2 号） 3 事業計画書（様式第 3 号） 4 その他市長が必要と認める書類	1 部	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする日の 15 日前の日
規則第 9 条 第 2 項	1 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号） 2 その他市長が必要と認める書類	1 部	補助事業を中止又は廃止しようとする日の 15 日前の日
規則第 14 条	【全体】 1 補助事業完了報告書（様式第 9 号） 2 事業実績書（様式第 10 号） 3 補助金支出表（様式第 11 号） 4 要した経費を支出したことが確認できる書類（領収書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 5 その他市長が必要と認める書類 【住宅の省エネ診断の場合】 6 省エネ診断の結果が確認できる書類（既存住宅の調査に係る報告書又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 【住宅の省エネ化のための計画策定の場合】 7 計画策定を実施したことが確認できる書類（計画策定に係る報告書又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） 【住宅の省エネ化のための改修の場合（共通）】 8 国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類（改修した箇所の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること。）又はその他市長が認める書類のいず	1 部	事業完了後 15 日を経過する日又は交付申請をした日が属する年度の 2 月末日のいずれか早い日

	<p>れかの書類)</p> <p>【住宅の省エネ化のための改修の場合 (全体改修)】</p> <p>9 省エネ基準又はZEH水準に適合 したことが確認できる書類(住宅性 能評価書の写し、BELS評価書の 写し又はその他市長が認める書類の いずれかの書類)</p>		
規則第17 条第1項	補助金交付請求書(様式第12号)	1部	補助金の額が確定 した日から15日 を経過する日